

広報 梅の里 6月号

発行：真室川駐在所 62-2155

及位駐在所 66-2113

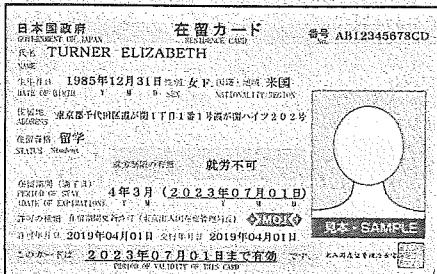
外国人の不法滞在・不法就労防止にご協力を！

外国人は、入管法で定められている在留資格の範囲内での就労活動が認められています。

- 密入国した人や在留期限が切れた人が働く場合
- 観光等の目的で入国した人が働く場合
- 留学生が許可を受けずに働く場合
- 料理人として働くことを認められた人が工場等で作業員として働く場合

などは違法です。

不法就労させたり、あっせんした事業主も処罰の対象となります！



外国人を雇用する際は、
在留カード等で在留資格、在留期限を確認しましょう！

～NO ! DRUGS !～

大麻に対する間違ったイメージが広まっています！

大麻って…。

- たばこより害が少ない？
- 依存性がない？
- 1回だけなら平気

正体は？

極めて有害な薬物です！

- たばこより有害で、脳の正常な成長を妨げる。
- 依存性があり、自分の意志で止めることが困難。
- 幻覚、記憶障害、学習能力の低下、人格の変化などを引き起こす。

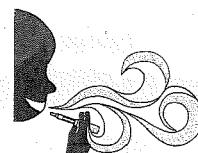
あなたの情報をお待ちしています。

違法薬物相談 023-635-1074

匿名通報ダイヤル 0120-924-839

または最寄りの警察署、交番、駐在所まで

匿名通報ダイヤル
ウェブサイトは
こちら→



山形県警察学校オープンキャンパス

6月29日（土）13時から開催します。
「やまがたe申請」による事前申込みが必要です。

詳細は県警HP
まで↓



ルールを守ろう！ペダル付き電動バイク



警察からの情報やお知らせなどを、新庄警察署ホームページにも掲載していますので、是非御覧下さい。

QRコードを読み取って頂くと便利です。

新庄警察署
HPはこちら→

